

新型インフルエンザ等特別措置法（以下、特措法と記載）における「指定公共機関」はパンデミック発生時においてもその社会インフラとしての役割を継続するため、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下、業務計画と記載）の作成とその要旨の公表を行うことが法律で義務づけられています。

これを踏まえ、指定公共機関である公益社団法人日本薬剤師会は、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定め、その要旨を下記のとおり公表いたします。

第1章 総則

1.目的

公益社団法人日本薬剤師会は特措法第2条第6号に基づく「指定公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、指定公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、また、指定公共機関は、特措法第9条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

この計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

2.基本方針

行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定公共機関及び都道府県薬剤師会等と相互に連携を図りながら、本会における適切な業務の機能が維持できるようにする。

また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

3.発生段階の分類と対応

本計画では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における発生段

階の分類に基づき具体的な対応等を定める。新型インフルエンザ等の発生時における本会の対応については、政府等が発令する発生段階にあわせて本計画に沿ってその都度決定する。

第2章 実施体制

1. 危機管理体制

(1) 対策会議

新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施するため、日本薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、国、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策の実施について迅速な意思決定が可能となるような体制を確立するため、会長は「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

2. 情報収集及び情報共有

(1) 発生前（未発生期）

国、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会との連絡を密にし、情報連絡経路を明確にしておく。

新型インフルエンザ等に関する情報を厚生労働省、国立感染症研究所等の政府機関から入手するとともに、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会と情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じてこの計画の見直しに役立てる。

(2) 発生時（海外発生期以降）

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適切に情報交換を行う。必要に応じて、医療機関等の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集

し、対策活動の実施に活かす。得られた情報は、必要に応じて、本会の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 情報収集及び情報提供

医薬情報管理部及び広報課は、厚生労働省等の政府機関、世界保健機関（WHO）等の国際機関、外国政府機関等から新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集を行い、都道府県薬剤師会等への適切な情報提供を行う。また、必要に応じて報道機関に対する広報活動を実施する。

3.業務継続の検討

新型インフルエンザ等の発生時において、感染の拡大を防止する観点から本会における業務の継続について、あらかじめ対策会議において検討を行い、感染の各段階別に継続する業務及び中止する業務、必要な人員数の配置等の業務体制について定めておく。

4.関係機関との連携

都道府県薬剤師会等には、ファクシミリ、E-メール、携帯電話等、あらゆる通信手段を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。必要に応じて、特定の都道府県薬剤師会及びその他関係機関と直接情報交換を行い、または政府対策本部による指示・要請により、必要な連携を図る。

第4章 その他

1.教育・訓練

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。また、本会における新型インフルエンザ等対策（業務継続計画）については、全役員・職員に周知を図る。

必要に応じて、国等と連携した訓練を計画、実施する。

2.計画の見直し

この計画は、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、理事会の承認を得て、適宜見直すものとする。